

生駒市規則第 12 号

給料等の支給に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 3 年 3 月 31 日

生駒市長 小 紫 雅 史

給料等の支給に関する規則の一部を改正する規則

給料等の支給に関する規則（昭和 32 年 7 月生駒市規則第 3 号）の一部を次のように改正する。

第 4 条の 4 第 3 項第 2 号中「交替制勤務に従事する職員等」を「第 5 条第 2 項第 2 号に規定する交替制等勤務職員」に改める。

第 9 条の 2 第 2 項中「に 100 分の 20」を「の 100 分の 25」に、「乗ずる規則で定める割合」を「市長が規則で定める額」に、「割合欄に定める割合」を「支給額欄に定める額」に改める。

附則を附則第 1 項とし、同項に見出しとして「（施行期日）」を付し、附則に次の 2 項を加える。

（新型コロナウイルス感染症により生じた事態に対処するための感染症対策業務手当の特例）

2 生駒市職員の特殊勤務手当に関する条例附則第 3 項第 1 号の規則で定める作業は、次に掲げる作業とする。

- (1) 新型コロナウイルス感染症（生駒市職員の特殊勤務手当に関する条例附則第 3 項第 1 号に規定する新型コロナウイルス感染症をいう。以下同じ。）の患者又はその疑いのある者（以下「患者等」という。）に接して行う看護、検査、調査及び救助に係る作業
- (2) 患者等の移送に係る作業
- (3) 新型コロナウイルス感染症の病原体に汚染され、又は汚染された疑いの

ある死体及び物件の処理に係る作業

(4) その他市長が前 3 号に掲げる作業に相当すると認める作業

3 生駒市職員の特殊勤務手当に関する条例附則第 3 項第 2 号の規則で定める作業は、次に掲げる作業とする。

(1) 患者等に接して行う看護、検査、調査及び救助に係る作業（前項第 1 号に係るものを除く。）

(2) 患者等の救急搬送に係る作業

(3) その他市長が前 2 号に掲げる作業に相当すると認める作業

附 則

この規則は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。